

保証協会まとめ

1. 圧倒的に安い「分担金」とその納付時期

保証協会に支払うお金を「弁済業務保証金分担金」と呼びます。

- 金額：主たる事務所(本店)は**60万円**、従たる事務所(支店)は1か所につき**30万円**と、営業保証金の約16分の1の負担で済みます。
- 納付時期：支払うタイミングは「加入しようとするとき:事前加入」です。ただし、加入後に新しい支店を設置した場合は、設置した日から**2週間以内**に納付しなければなりません。

2. 消費者が受け取れる「還付の限度額」

✔**還付の限度額: 営業保証金と同額**

業者が納めた分担金が60万円だとしても、トラブル時に消費者が受け取れる金額(還付限度額)は60万円ではありません。「もしその業者が保証協会に加入していなかったら供託すべきだった営業保証金の額(本店のみなら1,000万円)」が上限となります。

少ない負担で開業できても、消費者保護のレベルは下がらない仕組みになっています。

3. 還付された後の厳しい補充ルール(還付充当金)

お客さんに保証金が支払われた(還付された)場合、業者は協会から通知を受けた日から**2週間以内**に、協会が立て替えてくれた分のお金(還付充当金)を納付しなければなりません。

これを怠ると、保証協会の社員としての地位を失います。

地位を失った業者は、そこから**1週間以内**に、本来の高額な「営業保証金」を直接供託所に預けなければ、業務を続けることができなくなります。